

委員会発案第 1 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げを図るための令和 5 年度
政府予算に係る意見書の提出について

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げを図るための令和 5 年度政府予算
に係る意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14
条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 6 月 15 日提出

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 佐 藤 健 司

(別紙)

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げを図るための令和5年度
政府予算に係る意見書(案)

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は小学校にとどまることなく中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田前文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生している。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和5年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
2. 自治体で国の基準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図り、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

令和4年6月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 伊藤 順 男